

国有林材の安定供給システム実施公告  
(令和4年度 製品販売：後期)

次のとおり企画競争方式により公告します。

令和4年9月22日

四国森林管理局長

四国森林管理局では、令和4年度 国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売：後期）（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、本企画競争への参加を希望する者（以下、申請者という。）は、「国有林材の安定供給システム申請書」（以下「申請書」という。）、「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」（以下「企画提案書」という。）及びその他関係書類を提出してください。

記

1. システム販売の目的

システム販売は、一定の要件を満たす製材工場、原木市場をはじめとする需要者等と四国森林管理局長（以下「森林管理局長」という。）が国有林材の販売に関する相互協定（以下、単に「協定」という。）を締結した上で、その協定に基づき、計画的な販売を実施するものです。

需要の拡大や販路の確保が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的としています。

2. システム販売の協定期間

協定締結年月日から令和5年4月28日までとします。

3. システム販売予定物件の概要

(1) システム販売予定物件「国有林材の安定供給システム販売予定計画」に示す物件（物件番号：第19号物件）とします。

(2) 販売予定数量については、収穫調査に基づく概数であることから、確約するものではありません。

また、国有林野事業の動向等により増減が生じる場合があります。

(3) 企画提案書に示す銘柄別予定数量については、過去の実績における割合であり、実際の素材の出材割合とは変動が生じる場合があります。

(4) システム販売予定物件における合法材等の概要は、以下に示すものとします。

ア 全てのシステム販売予定物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。

イ システム販売予定物件のうち、材種が一般材の物件については、間伐材の一部、主伐による素材を含むものがあります。主伐による素材の搬出が見込まれるシステム販売予定物件は「国有林材の安定供給システム販売予定計画」の引渡場所欄に示すものとします。

4. システム販売の対象となる需要者の要件

(1) システム販売の対象となる需要者は、次のいずれかに該当する者とします。

ア 製材工場等

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合及びその他木材加工事業者をいう。

イ 原木市場等

原木市場、素材生産業者、木材輸出業者及びその他木材流通機能を有する事業者をいう。

ウ 製材品需要者

住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者をいう（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。以下同じ。）。

(2) システム販売の対象となる需要者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならぬものとし、

ア 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること又は競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第34条の名簿に登録された者であること

イ 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること

ウ 社会保険等に加入していること

エ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること

ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること

オ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと

カ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19林経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

キ 製材工場等について、出荷製材品についてJAS規格が制定されている製材工場等については、JAS認証工場であること

ク 原木市場等のうち、原木市場及び素材生産業者については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申請であること。

ケ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申請であること

ただし、製材工場等との共同申請かつ製材工場等が4. (2)アの要件を満たす場合、製材品等需要者が4. (2)アの要件を満たす必要はないものとする

コ システム販売の対象となる素材を生産する素材生産業者（下請業者を含む。）については、原則、自らが生産する物件でないこと

サ 協定締結後における審査（企画提案の概要等を含む。）及び協定締結に係る結果の公表に同意できること

(3) チップ工場等が「再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法」に基づき、施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下単に「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、4. (2)に加え、以下の要件を満たす必要があります。

ア バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請が必要であること

イ 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと

ウ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限り）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにする必要があること

エ バイオマス発電所に対してその燃料となるチップ等を供給する者がシステム販売へ申請する場合（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）であって、供給先のバイオマス発電所が経済産業省令第46号第12条第3項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出する必要があること

オ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）に基づき、作成した自主的行動規範を参考として提出する必要があること（（参考）自主的行動規範の例）

## 5. 企画提案の要件

企画提案は、価格点及び取組評価点①から取組評価点⑩において構成するものとして、森林管理局長が定める企画提案書により行うものとします。

その内容については、具体的に記載しなければならず、6. (2) に定める方法により作成するものとします。

## 6. 申請書及び企画提案書の作成における留意事項

### (1) 申請書の内容及び作成方法

ア 申請書の作成にあたっては、「国有林材の安定供給システム企画競争説明書」及び留意事項を確認の上、その内容に沿って記載するものとします。

イ 申請する数量は、物件ごとの販売予定数量とします。

ウ 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について事前に確認をしなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

エ 共同申請の場合は代表者を定めるものとします。

### (2) 企画提案書の内容及び作成方法

ア 企画提案書の作成にあたっては、「国有林材の安定供給システム企画競争説明書」及び留意事項を確認の上、その内容に沿って記載するものとします。

イ 企画提案書は、物件毎に作成するものとします。

ウ 共同申請の場合は、代表者が企画提案をとりまとめて作成するものとします（申請者ごとの企画提案書の作成は不要とします。）。

エ 複数の物件において申請する場合における企画提案に係る添付書類については、加点項目である取組評価点の内容が同様である場合に限り、1部のみの提出とすることができるものとします。

### (3) 申請書の無効

ア 4. に掲げるもの以外の者が申請した場合又は書類に不備がある場合には、申請を無効とします。

イ 同一申請者が同一物件に複数の申請（共同申請を含む）を行った場合は、申請を無効とします。

### (4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された申請等は返却しません。

ウ 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません（ただし、企画提案項目等の公表に係るものを除きます）。

エ 申請書及び企画提案書への押印は不要とします（ただし、協定書及び売買契約書については押印が必要となります。）。

## 7. 申請方法及び申請期限等

### (1) 申請方法

申請書及び企画提案書に必要な事項を記入の上、関係書類を添付して持参若しくは郵送、又は電子媒体（電子データも可とする。）により申請してください。

### (2) 申請期間

令和4年9月22日から令和4年10月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。

申請に係る様式等は、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることにより取得できます。

四国森林管理局ホームページ：<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku>

> 公売・入札情報 > 木材情報 > 企画競争入札分・公募

### (3) 申請期限

令和4年10月12日午後5時00分必着

### (4) 申請先

ア 持参若しくは郵送による申請先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号

四国森林管理局本庁舎4階 森林整備部資源活用課

イ 電子媒体による申請先

E-Mail：[shikoku\\_katuyo@maff.go.jp](mailto:shikoku_katuyo@maff.go.jp)

(5) 申請書類

- ア 国有林材の安定供給システム申請書
- イ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ウ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- エ 社会保険の加入を証する書類
- オ 保有する資格を証する書類（林産物売払い一般競争参加資格、JAS認証、森林認証等）
- カ 出荷先との取引協定書の写し
- キ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書
- ク 企画提案に係る添付書類
- ケ その他必要な書類

8. 審査の方法及び協定予定者の選定等

申請書及び企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）を企画競争方式により選定等を行うものとします。

(1) 需要者の要件

4. (2) に定めるシステム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査を行います。一つでも満たしていない場合は、協定予定者として選定できないこととします。

(2) 企画提案項目

「国有林材の安定供給システム審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、次の項目について審査を行います。

ア 加点項目

評価項目ごとに審査し、審査基準に従い加点します。

イ 減点項目

評価項目ごとに審査し、審査基準に従い減点します。

(3) 協定予定者の選定

森林管理局長は審査基準に基づく審査の結果、申請物件ごとに、得られた点数が最も高い者を協定予定者として選定します。

なお、申請があった物件においても、取組評価点及び減点の合計がマイナスとなる場合、又は適切な協定予定者がいない場合にあっては、協定予定者として選定しないこととします。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、森林管理局長から協定予定者へ通知します。

なお、協定予定者としなかった申請者に対しても、その旨を通知します。

9. 協定締結にあたって付する条件等

森林管理局長は、審査結果の通知後において、次の条件並びに提案された山元購入希望単価を勘案して作成した銘柄別の協定販売価格（1㎡あたり単価）（以下、単に「協定販売価格」という。）、「10. 林産物の売買契約の締結等に関する留意事項」及び「11. 審査及び協定締結に係る結果の公表」について提示し、双方が合意した場合に協定を締結するものとします。

(1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、本協定に基づいて購入した物件を目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことはできません。

(2) 企画提案内容の遵守等

ア 協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとします。

イ 森林管理局長は、申請書において企画提案された取組事項等の履行状況について必要に応じて確認し、相違が認められる場合、又は内容の根拠を確認する必要が生じた場合には指導を行うことが出来るものとします。

(3) 実行結果の報告等

ア 協定者は、協定期間の終了後、速やかに「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」により、企画提案内容の取組状況について森林管理局長に報告

を行うものとしします。

イ 報告は、持参若しくは郵送、又は電子媒体により森林管理局長に提出してください。提出先は、7. (4)に定めるところに準ずるものとしします。

ウ 協定者は、森林管理局長が行う報告の内容の確認に協力するものとしします。

エ この報告の内容については、公表することがあります。

#### (4) 協定の解除

森林管理局長は、9. (1)の規定に反していた場合又は次の一に該当する場合は協定を解除することができるものとしします。

ア 協定者が犯罪その他信用を失う行為を行ったとき

イ 協定者が正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反したとき

ウ 協定者が暴力団排除に関する特約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき

エ 協定者が協定期間中に上記4. (2)の要件を失ったとき

オ その他本公告に反する行為を行ったとき

#### (5) 損害賠償

9. (4)により協定を解除した場合は、協定者は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとしします。

#### (6) 協定数量の取扱い

協定数量は、実施公告に記載する物件ごとの販売予定数量の総量としします。

なお、販売予定数量は、現時点における予定であり、協定締結後において、協定数量に著しい増減が見込まれる場合は、その取扱いについて事前に協議の上、決定するものとしします。

#### (7) 合法材等に関するPR

国有林材においては、合法性・持続可能性を確保した林産物であることから、協定者は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを一般需要者にPRするよう努めるものとしします。

#### (8) 特別の事情がある場合等における取扱い

ア 特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがあります。

イ 緊急に公用、公共用又は公益事業等の用に供する必要があると認められる場合は、協定に関わらず、国有林材の供給を他者へ行うことができるものとしします。

ウ 特別の事情がある場合における協定内容等の変更にあたっては、「国有林材の安定供給システム協定書」第10条に定める協議により、その取扱いを決定するものとしします。

エ 協定販売価格について、市況変動等の特別な事情が生じた場合にあっては、双方協議の上、変更することができるものとしします。

#### (9) その他

協定者は、森林管理局長が求めるシステム販売に係る売買契約に関する書類の提出を履行するものとしします。

### 10. 林産物の売買契約の締結等に関する留意事項

協定締結後における林産物の売買契約の締結等に関する留意事項については、次に提示するものとしします。

#### (1) 林産物の販売方法

林産物の販売は、引渡場所における材積の確定をもって、国有林野産物売払規程（以下「産物売払規程」という。）及び国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）等を承諾の上、契約担当官等である森林管理局長、森林管理署長又は森林管理事務所長との売買契約を締結するものとしします。

共同申請により協定を締結したときは、共同申請を行った者の代表者が売買契約を締結するものとしします。

#### (2) 販売価格の決定

ア 販売価格は、国の予定価格以上かつ確定した材積に協定販売価格を乗じて算出された総額以上としします。

イ 販売価格は、樹種別の産地ごとに集計した銘柄別の確定した材積に、協定販売価格を乗じて算出するものとしします（ただし、樹種別の極ごとに算出した販売価格についても参考として明示します。）。

ウ システム販売は、協定者に対して、安定的、計画的に国有林材の供給を行うものであることから、予約割増率を適用するものとします。

ただし、市況動向等から、予約割増率を適用をすることが適切でないとは判断される場合は、適用を除外するものとします。

### (3) 合法材等に関する証明方法

販売物件が持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである旨の証明は、売買契約書に記載することにより証明するものとします。

また、販売物件が間伐材である旨の証明及び間伐材等由来の木質バイオマスである旨の証明は、素材（樅）ごとに売買契約書に付する売買物件の内訳に記載することにより証明するものとします。

ただし、販売物件が一般材かつ間伐材のみであるときは間伐材である旨、低質材のみであるときは間伐材等由来の木質バイオマスである旨を売買契約書に記載することにより証明するものとします。

ア 契約担当官等は、販売物件が持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである旨を記載するものとします。

イ 契約担当官等は、素材（樅）が分別管理された一般材かつ間伐材であるときは、販売物件が間伐材である旨を内訳に記載するものとします。

ウ 契約担当官等は、素材（樅）に主伐による素材があるときは、素材（樅）が間伐材である旨を内訳に記載しないものとします。

エ 契約担当官等は、販売物件が低質材であるときは、販売物件が間伐材等由来の木質バイオマスである旨を内訳に記載するものとします。

オ 買受人は、10. (3) ウにより間伐材である旨の証明がない素材（樅）があり、10. (3) エに該当しないときは、契約担当官等に対して当該素材（樅）が間伐材等由来の木質バイオマスである旨の証明を求めることができるものとします。

ただし、当該素材（樅）の売買契約を締結した後でなければ、買受人は、証明を求めることができないものとします。

カ 契約担当官等は、10. (3) オによる買受人の求めがあったときは、当該素材（樅）が間伐材等由来の木質バイオマスである旨を証する書面を発行するものとします。

### (4) 契約保証金

契約保証金は免除します。

### (5) 物件の引渡し等

ア 物件の引渡しは、現納代金の全部の納付を確認した後、売買契約書に記載する方法により行います。

イ 物件の所有権は、引渡しを行った際に移転するものとします。

### (6) 物件の搬出期限等

ア 物件の搬出期限は、代金の全部の納付があった日から15日以内を期限とするものとします。

イ 引渡場所が国有地及び国が管理する土地の場合であって、搬出期限内に物件の搬出ができない場合は、契約担当官等に搬出の延期を届け出ることにより、搬出期間の延期を認めることとします。

ただし、素材検知等業務の実行に支障が生じるおそれがある場合は、契約担当官等が指定する期日までに搬出を完了させるものとします。

ウ 引渡場所が問屋業者の運営する市場及び貯木場等の場合であって、搬出期限内に物件の搬出ができない場合は、当該問屋業者の担当者の指示によるものとします。

## 11. 審査及び協定締結に係る結果の公表

森林管理局長は、審査及び協定締結に係る結果のうち、申請件数、協定者、協定数量、協定者に係る企画提案の概要等を森林管理局ホームページ等により公表します。

公表にあたっては、「国有林材の安定供給システム企画競争結果」により行うものとします。

## 12. 公告事項の一部変更等

前回、公告しました令和4年度 国有林材の安定供給システム（製品販売：前期）

より、公告事項の一部変更及び提出様式の追加等の見直しを行っています。  
公告事項の一部変更等の詳細は、「四国森林管理局における国有林材の安定供給システムに係る変更事項」を参照してください。

### 13. 実施公告等及び申請様式等

- (1) 国有林材の安定供給システム実施公告（一式）
  - ・国有林材の安定供給システム実施公告 ※本書
  - ・国有林材の安定供給システム販売予定計画
  - ・暴力団排除に関する誓約事項
  - ・国有林材の安定供給システム企画競争説明書
  - ・国有林材の安定供給システム申請書（留意事項）
  - ・国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（留意事項）
  - ・国有林材の安定供給システムに係る審査基準
  - ・国有林材の安定供給システムに係る結果報告書（留意事項）
  - ・国有林材の安定供給システム企画競争結果
  - ・四国森林管理局における国有林材の安定供給システムに係る変更事項
- (2) 国有林材の安定供給システム協定書（案）
- (3) 国有林材の安定供給システム申請書
- (4) 申請添付書類（3）【社会保険の加入を証する書類一覧】
- (5) 申請添付書類（4）【保有する資格を証する書類一覧】
- (6) 申請添付書類（5）【出荷先との取引協定一覧】
- (7) （参考）「自主行動規範」の例
- (8) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書
- (9) 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書

### 14. 担当部局・連絡先

部 署 : 農林水産省林野庁  
四国森林管理局森林整備部資源活用課  
担 当 : 課長補佐、素材供給係  
住 所 : 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号  
電 話 : 088-821-2170 F A X : 088-821-2180  
E-Mail : [shikoku\\_katuyo@maff.go.jp](mailto:shikoku_katuyo@maff.go.jp)

#### 【お知らせ】

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。  
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。  
詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。  
[https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu\\_nyusatu/job/soumu/top.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html)
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。





( 別 紙 )

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、国有林材の安定供給システム申請書の提出をもって誓約します。

国有林材の安定供給システム企画競争説明書  
(令和4年度 製品販売：後期)

「国有林材の安定供給システム申請書」(以下「申請書」という。)及び「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」(以下「企画提案書」という。)の作成にあたっては、本書並びに留意事項を確認の上、記載してください。

記

1. 申請書の内容及び作成方法等

- (1) 「国有林材の安定供給システム申請書」(以下「申請書」という。)の提出にあたっては、必要に応じて図・表や参考資料等を添付してください。
- (2) 本企画競争への参加を希望する者(以下、申請者という。)と製材工場等が共同して買い受けを希望する場合には、申請者と製材工場等が製材品等に関する販売取引協定を締結し、協定書を添付してください。
- (3) 申請書の項目3及び項目4については、申請者の業態に応じて記載内容が異なることに留意してください。
- (4) 申請書「2 添付書類」について、以下に留意の上、提出してください。
  - ア 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
  - イ 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3)の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その3の3を添付してください。
  - ウ 社会保険の加入を証する書類は、別紙「申請添付書類(3)【社会保険の加入を証する書類一覧】」により作成してください。
  - エ 保有する資格を証する書類は、別紙「申請添付書類(4)【保有する資格を証する書類一覧】」により一覧を作成し、その資格を証する書類の写しを添付してください。
  - オ 出荷先との取引協定書の写しは、別紙「申請添付書類(5)【出荷先との取引協定一覧】」により一覧を作成し、該当する出荷先との取引協定書の写しを添付してください。
  - カ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書(2.を参照)
  - キ 木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前の事項に加え、次の書類を添付してください。
    - (ア) 木質バイオマス発電所との取引協定書の写し
    - (イ) 希望する物件を木質バイオマス発電所に供給する場合は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範(事業者認定書)
- (5) 複数の者による共同申請の場合は、それぞれ添付書類を提出してください。

2. 企画提案書の内容及び作成方法等

- (1) 企画提案書は、購入を希望する物件ごとに作成してください。
- (2) 申請者が複数の事業形態を有する場合には、主たる事業形態を記入してください。選択された事業の形態を取組評価点の算定において利用します。
- (3) 「価格点」の購入希望価格明細については、素材(丸太)の引渡場所に留意の上、購入希望単価を税抜きで記入してください。
- (4) 「取組評価点①」の効果的な取組内容については、項目ごとに内容を具体的に記載してください。

また、具体的な販路については、システム販売物件の取引協定販売先(自社工場含む)で加工された製品等の販売先を記入してください。

なお、加工製品等の販売先が多数の場合は業態(例：製材工場・プレカット工場・ハウスメーカー等)にまとめて記載して差し支えありません。
- (5) 「取組評価点②」の施設等の新規性及び政策との整合性については、申請時における取組状況について、新規性の有無にかかわらず記入してください。

- (6) 「取組評価点③」の原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減については、  
2. (2) で選択した主たる事業形態に係る項目欄に記入してください。
- (7) 「取組評価点④」の国有林の政策への貢献については、前年度に公売で購入した立木販売の物件数を記入してください（立木のシステム販売物件は対象外とします）。
- (8) 「取組評価点⑤」の地域の民有林管理への貢献については、該当する項目にそれぞれ、件数と面積を記入してください。
- (9) 「取組評価点⑥」安全対策への取組については、休業4日以上の労働災害件数と重大災害の有無を記入してください。
- (10) 「取組評価点⑦」のクリーンウッド法における登録木材関連業者については、申請時における登録木材関連業者は登録番号と種別欄には第一種木材関連業者、第二種木材関連業者の別を記入してください。
- (11) 「取組評価点⑧」のワークライフバランス等の推進、「取組評価点⑨」の働き方改革及び「取組評価点⑩」の森林管理局長の評価については、該当する項目に○を記入してください。
- (12) 企画提案書の添付書類については、企画提案書に記載した項目を審査する際の確認資料となりますので、添付書類一覧に○を記入し、該当する書類を添付してください。  
なお、必要とされる添付書類の提出がない場合には、評価の対象としません。
- (13) 実施公告9. (8)による「国有林材の安定供給システム販売結果報告書」等から企画提案の内容を踏まえた取り組みが実施されていないと判断された場合は、次回のシステム販売の国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の評価において減点を行うものとします。

### 3. 電子媒体による申請に係る留意事項

- (1) 電子媒体による申請を行う場合は、電子メール送信後に下記部署あて着信確認の連絡をしてください。  
部 署 : 農林水産省林野庁  
四国森林管理局森林整備部資源活用課  
電 話 : 088-821-2170
- (2) 添付データの最大容量については、電子メール1通につき6MB以下としてください。  
容量の関係で電子メールを分割して分割する場合は、下記事項を着信確認時に連絡してください。  
ア 電子メールを分割して送信していること  
イ 電子メールの送信回数
- (3) 電子メールによる提出期限は、持参若しくは郵送による場合の提出期限と同様です。
- (4) 電子媒体で申請を行った場合は、持参若しくは郵送による提出は省略することができます。

(別紙様式)

(留意事項)

国有林材の安定供給システム申請書

※申請書については、青色に色づけした箇所のみ入力してください。

令和 年 月 日

四国森林管理局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者役職氏名

[Blank area for address and name]

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

令和 年 月 日付けの公告による国有林材の安定供給システムによる販売について、林産物の買受に係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付の上、申請します。

1 買受希望物件

物件番号					

2 添付書類 ※複数物件に申請する場合でも下記添付書類は1部の提出とします。

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3)の写し
- (3) 社会保険の加入を証する書類 ※【社会保険の加入を証する書類一覧】を作成。
- (4) 保有する資格を証する書類 ※【保有する資格を証する書類一覧】を作成。
  - ア 林産物売払い一般競争参加資格 ※ア～エに係る資格の写しを添付してください。
  - イ JAS認証(出荷製材品にJAS規格が制定されている場合のみ)
  - ウ 森林認証(認定を受けている場合のみ)
  - エ その他資格
- (5) 出荷先との取引協定書の写し  
※【出荷先との取引協定一覧】を作成し、協定書の写しを添付。
- (6) 木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給する場合の添付書類
  - ア 木質バイオマス発電所との取引協定書の写し
  - イ 希望する物件を木質バイオマス発電所に供給する場合は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範(事業者認定書)
- (7) 企画提案書(別紙2)

注) 複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。





(3) 令和4年度 事業計画 (最終製品)

※「製材品需要者」が申請する場合に記載してください。

ア 令和4年度 製材品消費計画

※当該製品の加工を行わない場合は、製品の出荷量を記載してください。

単位：m<sup>3</sup>

製材品	四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

イ 令和4年度 最終製品加工計画

※当該製品の加工を行う場合に記載してください。

単位：m<sup>3</sup>

製品内訳	四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
計						

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 令和4年度 最終製品販売計画

※当該製品の加工を行わない場合は、3(4)アの数量と一致させてください。

単位：m<sup>3</sup>

製品内訳	出荷先	前年よりの越	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

4 事業内容（申請時前年度実績）※令和3年度の実績を記載してください。

（システム販売に係る実績だけでなく、申請時前年度における自社の全実績を対象として記載。）

申請者名称：（共同申請の場合は、共同申請する者ごとに作成してください。）

（1）原木取扱実績

※「原木市場等」が申請する場合に前年度の実績を記載してください。

樹材種	納入先	数量（m <sup>3</sup> ）	備考
計			

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。  
2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位10者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載する。



申請者名称：（共同申請の場合は、共同申請する者ごとに作成してください。）

(2) 製材実績

※「製材工場等」が申請する場合に前年度の実績を記載してください。

ア 原木（又は製材品）の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分		原 木 数 量 (m <sup>3</sup> )	製 材 品 数 量 (m <sup>3</sup> )
年度当初在庫量			
当 年 度 入 荷 量	国 有 林 材		
	そ の 他 国 産 材		
	外 材		
	計		
当年度消費(出荷)量		※原木の場合は消費量	※製材品の場合は出荷量
年度末在庫量			

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 原木と製材品の両方を取り扱っている場合は全て記載する。

イ 主製材品生産量、販売量、在庫量

区 分	製材品名 ( )	製材品名 ( )
	数 量 (m <sup>3</sup> )	数 量 (m <sup>3</sup> )
当 初 在 庫 量		
当 年 度 生 産 量		
当 年 度 販 売 量		
当 年 度 自 社 内 消 費		
年 度 末 在 庫 量		

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 製材品で購入したものは( )外書きとする。

ウ 製材品販売の種類別内訳量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	主 な 出 荷 先	売 上 高 (円)

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 他の業種へ販売した場合は、主な出荷先欄に業種を記載する。

申請者名称：（共同申請の場合は、共同申請する者ごとに作成してください。）

(3) 最終製品製造実績

※「製材品需要者」が申請する場合に前年度の実績を記載してください。

ア 製材品の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分	数 量 (m <sup>3</sup> )
年度当初在庫量	
当年度入荷量	
当年度消費量	
(当年度出荷量)	
年度末在庫量	

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

イ 主製材品生産量、販売量、在庫量

区 分	製材品名 ( )	製材品名 ( )
	数 量 ( m <sup>3</sup> )	数 量 ( m <sup>3</sup> )
当 初 在 庫 量		
当 年 度 生 産 量		
当 年 度 販 売 量		
当 年 度 企 業 内 消 費		
年 度 末 在 庫 量		

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 製品の種類別販売内訳量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	主な出荷先	売上高 (円)

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

申請添付書類（3）【社会保険の加入を証する書類一覧】

※共同申請の場合は、共同申請する者全ての情報を記載してください。

申請者名称：

全従業員数：  名

区 分	加入者数	適用除外者数	備 考
健康保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
雇用保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
労災保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
厚生年金保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
退職金共済	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	

- 注) 1 申請書を提出する日の前月末日現在の加入状況について記載してください。  
2 各保険料納入通知書の証明書類の添付は不要とします。  
3 適宜、欄を増やして記載してください。

申請者名称：

全従業員数：  名

区 分	加入者数	適用除外者数	備 考
健康保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
雇用保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
労災保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
厚生年金保険	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	
退職金共済	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	

- 注) 1 申請書を提出する日の前月末日現在の加入状況について記載してください。  
2 各保険料納入通知書の証明書類の添付は不要とします。  
3 適宜、欄を増やして記載してください。

申請添付書類（４）【保有する資格を証する書類一覧】

※共同申請の場合は、共同申請する者全ての情報を記載してください。

申請者名称：

保有資格	番号	保有年月日	備考
林産物売払い 一般競争参加資格		平成 年 月 日	
J A S 認 証		平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 認証を受けていない場合はその理由 <input type="checkbox"/> 生産する製品は J A S 規格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他			

- 注) 1 保有する資格に係る証明書類の写しを添付してください。  
 2 その他の理由により J A S 認証を受けていない場合は、備考欄にその理由を記載すること。  
 3 その他保有する資格があれば、保有資格欄空欄に記載すること。  
 4 適宜、欄を増やして記載してください。

申請者名称：

保有資格	番号	保有年月日	備考
林産物売払い 一般競争参加資格		平成 年 月 日	
J A S 認 証		平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 認証を受けていない場合はその理由 <input type="checkbox"/> 生産する製品は J A S 規格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他			

- 注) 1 保有する資格に係る証明書類の写しを添付してください。  
 2 その他の理由により J A S 認証を受けていない場合は、備考欄にその理由を記載すること。  
 3 その他保有する資格があれば、保有資格欄空欄に記載すること。  
 4 適宜、欄を増やして記載してください。



( 参 考 ) 自主行動規範の例

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

令和 年 月 日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成24年6月18日経済産業省告示第号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当団体の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

（情報の公開）

当団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

当団体は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(別紙 1)

( 留 意 事 項 )

※企画提案書については、青色に色づけした箇所のみ入力してください。

令和 年 月 日

四国森林管理局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職氏名

押印不要

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書について（提出）

国有林材の安定供給システム実施要領第5条第2項の規定により、買受を希望する林産物に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

本企画提案書の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。

また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表すること、取組の履行状況の確認に協力することについて了承します。

なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

注) 共同申請の場合は、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること。

記

1. 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別添）
2. 添付書類

(作成担当者)

担当者所属部署  
担当者役職氏名  
担当者電話番号

( 別 添 )

年 度	令和 4 年度	令和 年 月 日
物 件 番 号	第 ○ 号物件	
予 定 数 量	m <sup>3</sup>	
申 請 者		

※販売予定物件ごとに記載してください。

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

### 1 申請者の事業形態

※本申請における事業形態を一つだけ選択してください。

【留意事項】

- 申請者別に事業の形態をチェックしてください。複数の事業形態を有する事業者は、**主たる形態にチェック**してください。ここで分類した事業の形態を取組評価点の算定において利用します。
- 代表者は代表者欄に○を記入してください。

※代表者欄及び事業の形態欄をプルダウンにより選択してください。

代表者	申請者名	事業の形態
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産



## 2 購入希望価格明細

### (1) 素材(丸太)のシステム販売

※本書式への入力は不要です(個別表に価格を入力することで自動的に反映されます。)

**【留意事項】**

- 素材(丸太)の引渡場所に留意の上、物件ごとに作成してください。
- 樹種別の個別表の単価欄(太枠内部分)に購入希望単価(税抜)を記入してください。
- 総括表の購入希望単価(税抜)(太枠内部分)で価格点を計算します。
- 実際の購入価格は、国の予定価格以上かつ購入希望価格以上となります。
- 数量は収穫調査に基づく概数ですので確約するものではありません。
- 素材(丸太)の引渡場所以降の運搬については、購入者の責任で行います。

物件番号	第○号物件			
素材(丸太) の引渡場所				
予定数量				

**【総括表】**

(単位:長級 m、数量 m<sup>3</sup>、申請金額 円)

長級	品等	総計							
		数量	申請金額						
2.00	直	—	—	—	—	—	—	—	—
	小曲	—	—	—	—	—	—	—	—
3.00	曲	—	—	—	—	—	—	—	—
	等外	—	—	—	—	—	—	—	—
4.00	込	—	—	—	—	—	—	—	—
	低N	—	—	—	—	—	—	—	—
総計				—	—	—	—	—	—

<b>購入希望単価 (税抜)</b>	
------------------------	--

【個別表（樹種：スギ）】

（単位：長級 m、径級 m、数量 m<sup>3</sup>、申請金額 円）

長級	径級	品等	数量	申請単価 (税抜)	申請価格 (税抜)	品等	長級	径級	申請価格 (税抜)	申請価格 小計(税抜)	申請価格 合計(税抜)
2.00	—	—	—	—	—	直	3.00	14-16			
	18-22	込			18-22						
	24-28	込			24-28						
	30-36	込			30-36						
	38上	込			38上						
3.00	8-12	込			4.00		14-16				
	13	込					18-22				
	14-16	直					24-28				
		小曲					30-36				
		曲					38上				
	18-22	直			3.00	14-16					
		小曲				18-22					
		曲				24-28					
	24-28	直				30-36					
		小曲				38上					
		曲			4.00	14-16					
	30-36	直				18-22					
		小曲				24-28					
		曲				30-36					
	38上	直				38上					
		小曲			3.00	14-16					
		曲				18-22					
	等外	直				24-28					
小曲				30-36							
曲				38上							
4.00	8-12	込			4.00	14-16					
	13	込				18-22					
	14-16	直				24-28					
		小曲				30-36					
		曲				38上					
	18-22	直			3.00	14-16					
		小曲				18-22					
		曲				24-28					
	24-28	直				30-36					
		小曲				38上					
		曲			4.00	14-16					
	30-36	直				18-22					
		小曲				24-28					
		曲				30-36					
	38上	直				38上					
		小曲			2.00	—					
		曲				18-22					
	等外	直				24-28					
小曲				30-36							
曲				38上							
38上	直			3.00	8-12						
	小曲				13						
	曲				4.00	8-12					
	等外			13							

※銘柄毎に申請価格（単価）を全て入力してください。

申請価格 総計(税抜)	
----------------	--

【個別表（樹種：ヒノキ）】

（単位：長級 m、径級 m、数量 m<sup>3</sup>、申請金額 円）

長級	径級	品等	数量	申請単価 (税抜)	申請価格 (税抜)	品等	長級	径級	申請価格 (税抜)	申請価格 小計(税抜)	申請価格 合計(税抜)
2.00	14-16	込				直	3.00	14-16			
	18-22	込			18-22						
	24-28	込			24-28						
	30-36	込			30-36						
	38上	込			38上						
3.00	8-12	込			4.00		14-16				
		13	込				18-22				
	14-16	直					24-28				
		小曲					30-36				
		曲					38上				
	18-22	直					3.00	14-16			
		小曲						18-22			
		曲						24-28			
	24-28	直						30-36			
		小曲						38上			
		曲			4.00	14-16					
	30-36	直				18-22					
		小曲				24-28					
		曲				30-36					
	38上	直				38上					
		小曲				3.00	14-16				
		曲					18-22				
	等外	直					24-28				
		小曲					30-36				
		曲					38上				
4.00	8-12	込			4.00		14-16				
		13	込				18-22				
	14-16	直					24-28				
		小曲					30-36				
		曲					38上				
	18-22	直				3.00	14-16				
		小曲					18-22				
		曲					24-28				
	24-28	直					30-36				
		小曲					38上				
		曲			4.00		14-16				
	30-36	直					18-22				
		小曲					24-28				
		曲					30-36				
	38上	直					38上				
		小曲				2.00	14-16				
		曲					18-22				
	等外	直					24-28				
		小曲					30-36				
		曲					38上				
込	3.00	8-12			2.00		8-12				
		13					13				
		14-16					14-16				
	4.00	8-12					18-22				
		13					24-28				
		14-16				30-36					

※銘柄毎に申請価格（単価）を全て入力してください。

申請価格 総計(税抜)	
----------------	--

【個別表（樹種：低質材N）】

（単位：長級 m、径級 m、数量 m<sup>3</sup>、申請金額 円）

長級	径級	品等	数量	申請単価 (税抜)	申請価格 (税抜)	品等	長級	径級	申請価格 (税抜)	申請価格 小計(税抜)	申請価格 合計(税抜)
2.00							2.00				
.							.				
3.00	8上	低N				低N	3.00	8上			
.							.				
4.00							4.00				

※申請価格（単価）を入力してください。

申請価格 総計(税抜)	
----------------	--

**3 効果的な取組内容**

**(1) 目的及び方針等**

**① 目的**

国有林のシステム販売材の購入を希望する目的を記入してください。

(記入は必須です。)

**② 中長期的な方針**

おおむね5年後を見通した自社の経営方針や設備投資の方針を記入してください。

(記入は必須です。)

**③ 短期的な効果**

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の効果を記入してください。

(記入は必須です。)

**(2) 需要創造への貢献等**

**① 中長期的な貢献等**

おおむね5年後を見通した需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

(記入は必須です。)

**② 短期的な貢献等**

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

(記入は必須です。)

**③ 共同申請の内容**

共同で申請する場合、共同で申請することとなった理由、申請者間での連携の内容等について記入してください。

(共同申請の場合のみ記載してください。)

4 具体的な販路（予定）※1

申請者 A ※2  m <sup>3</sup>	販売先名称		加工品等の販売先 ※3	
	具体的用途		具体的用途	
申請者 B ※2  m <sup>3</sup>	使用樹種		使用樹種	
	規格（径級/長級）		数量（m）（製材品等）	
	数量（m）（丸太）		非住宅又は輸出の 実績※4	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
	非住宅又は輸出の 実績※4	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	共同申請、協定に よる販売先等の別	
	共同申請、協定に よる販売先等の別		加工品等の販売先 ※3	
			具体的用途	
		使用樹種		
		数量（m）（製材品等）		
		非住宅又は輸出の 実績※4	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	
		共同申請、協定に よる販売先等の別		
		加工品等の販売先 ※3		
		具体的用途		
		使用樹種		
		数量（m）（製材品等）		
		非住宅又は輸出の 実績※4	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	
		共同申請、協定に よる販売先等の別		
		加工品等の販売先 ※3		
		具体的用途		
		使用樹種		
		数量（m）（製材品等）		
		非住宅又は輸出の 実績※4	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	
		共同申請、協定に よる販売先等の別		

【留意事項】

- ※1 国有林材の安定供給システム申請書の内容と整合を図ってください。
- ※2 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。
- ※3 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと（例：製材工場、ハウスメーカー等）にまとめて記載いただいても構いません。
- ※4 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合、丸太を供給する場合はチェックを入れてください。

## 5 施設整備等の新規性及び政策との整合

※新設・拡充・導入別欄及び補助金の種類欄をプルダウンにより選択してください。

## 【留意事項】

- 申請時における取組状況について、新規性に関する事項の有無にかかわらず記入してください。
- 複数の事業者が共同で申請する場合は該当する事業者すべてについて記入してください。
- 高性能林業機械の導入は、立木のシステム販売においてのみ評価の対象となります。
- ※1及び※2で「その他」を選択した場合は備考欄にその内容を記入してください。
- 都道府県や市町村等地方公共団体の策定した計画等に申請者の施設の新設、拡充、導入等が位置づけられている場合はその計画等の名称を記入してください（※3）。
- 需要拡大に係る国策との整合に関する事項に該当する取組を行っている場合は、いつからどのような取組を行っているのか、今後どのような取組を行う予定なのか具体的に記入してください。

申請者名						
新規性に関する事項	施設の種類					
	新設・拡充・導入別 ※1					
	整備年度					
	事業費(千円)					
	補助金額(千円)					
地域林政との整合に関する事項	補助金の種類 ※2					
	補助金名					
	計画等への位置づけ ※3					
需要拡大に係る国策との整合に関する事項	非住宅の需要拡大に関する取組					
	製品輸出に関する取組					
備考						



6 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減

※「1 申請者の事業形態」で選択した事業の形態の記載により評価します。

【留意事項】

- 前年度の実績を記入してください。

① 製材工場、2×4工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場

【留意事項】

- 工場の種類欄には、製材、2×4、合単板、LVL、集成材の別に記入してください。
- 集成材工場でラミナを購入している場合(原木仕入数量が記入できない場合)は、ラミナ購入量に製材歩留まり50%で割り戻した数量を原木仕入数量として記入してください。

※工場の種類欄は、プルダウンにより該当するものを選択してください。

単位：m<sup>3</sup>

申請者名					
工場の種類					
製品出荷数量 ①					
製品仕入数量 ②					
原木仕入数量 ③					
歩留 ④=(①-②)/③					
備考					

② チップ工場

単位：BD t / 月

申請者名					
平均月産チップ生産量					
備考					

③ オガ粉工場

単位：m<sup>3</sup>/年

申請者名					
年間生産量					
備考					

④ 流通事業者

【留意事項】

- その他がある場合は、はい積料と合算して評価します。

申請者名					
市場手数料 %					
はい積料 円/m <sup>3</sup>					
その他 円/m <sup>3</sup>					
備考					

⑤ バイオマス発電事業者

【留意事項】

- 生トンで管理している事業者は、全国木材チップ工業連合会の「木材チップの換算係数」を用いて絶乾トン(BD t)に変換してください。

※熱利用の有無欄は、プルダウンにより”有”・”無”を選択してください。 単位：BD t

申請者名					
年間使用チップ総量					
間伐材・林地 残材等	自社製造分				
	購入分				
	計				
	自社製造分				
熱利用の有無					
備考					

⑥ 住宅メーカー・製紙メーカー

【留意事項】

- 地域材の主たる用途欄には、柱材、横架材、土台、構造用合板、その他のうち、該当するものを記入してください。その他とした場合は備考欄にその内容を記入してください。

- 地域材とは、申請者の工場周辺において一般的に流通している木材のことをいいます。

※地域材の主たる用途欄は、プルダウンにより該当するものを選択してください。

申請者名					
単位					
木材使用量					
	うち地域材 使用量				
	地域材使用 割合				
	地域材の主た る用途				
備考					

⑦ 素材生産事業者

【留意事項】

- 前年度と前々年度の点数を記入してください。

単位：点

申請者名					
事業成績 評定点	前々年度平均				
	前年度平均				
	2ヶ年平均				
備考					

### 7 国有林の政策への貢献

【留意事項】

- 公売で購入した立木販売物件の前年度実績を記入してください。
- 立木のシステム販売物件は対象外です。

申請者名					
国有林の立木販売物件購入件数（公売）	うち分収育林購入件数				
備考					

### 8 地域の民有林管理への貢献

申請者名					
森林経営管理法に基づき市町村から民有林管理を再委託	再委託件数（件）				
	再委託面積（ha）				
森林経営計画を策定して民有林を管理経営	計画策定件数（件）				
	管理面積（ha）				
森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託	受託面積（ha）				
備考					

### 9 安全対策の取組

【留意事項】

- 重大災害とは、死亡災害、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害の等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、同一災害で3名以上の被災者を出した災害、第三者を死傷させた事故、その他特に異例な事故又は災害のことを言います。

※4日以上の労働災害の件数欄及び重大災害の有無欄は、プルダウンにより選択してください。

申請者名					
4日以上の労働災害の件数					
重大災害の有無					
備考					

## 10 クリーンウッド法における登録木材関連業者

### (1) 申請者が素材生産事業者以外の場合

**【留意事項】**

- 申請時における登録木材関連業者について記入してください。
- 申請者のうち、登録木材関連事業者に該当する事業者について記入してください。
- 種別には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

**※種別欄は、プルダウンにより該当するものを選択してください。**

申請者名					
登録番号					
種別					
備考					

### (2) 申請者が素材生産事業者の場合

**【留意事項】**

- 申請時における登録木材関連業者（協定取引者）をすべて記入してください。
- 種別には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

**※種別欄は、プルダウンにより該当するものを選択してください。**

申請者名					
登録番号					
種別					
備考					

## 11 ワークライフバランス等の推進

**【留意事項】**

- 申請時において該当する部分に○を記入してください（複数記入可能）。

**※該当する項目をプルダウンにより該当するものに“○”を選択してください。**

申請者名					
えるぼし認定企業					
プラチナくるみん認定企業					
くるみん認定企業					
ユースエール認定企業					
くるみん認定の認定基準 7、認定基準8及び認定基 準9の基準を満たしている					
過去3年間に若手(35歳未 満)の新規雇用があり申請の 日まで雇用が継続している					
備考					

12 働き方改革

【留意事項】

○ 申請時において該当する部分に○を記入してください（複数記入可能）。

※該当する項目をプルダウンにより該当するものに"○"を選択してください。

申請者名					
労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいる					
現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を実施している					
作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保と休養、健康管理に組織的に取り組んでいる					
備考					

13 森林管理局長の評価

【留意事項】

○ 申請時において該当する部分に○を記入してください（複数記入可能）。

※該当する項目をプルダウンにより該当するものに"○"を選択してください。

申請者名					
分収造林の契約実績がある。 (過去5年間)					
林地残材(国有林)の購入実績がある。 (過去3年間)					
人材育成への協力として国・地方公共団体等が実施した研修に講師として出席した実績がある。 (過去3年間)					
備考					

## 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書 添付書類一覧

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出に当たり、次の書類を添付いたします。

**※添付する書類欄をプルダウンにより該当するものに ” ○ ” を選択してください。**

添付する書類	添付書類の内容	添付の対象となる部分	備考
	機械の新設、拡充、導入等を証明する書類の写し	取組評価点②	書類とは納品書、請求書、領収証等。 高性能林業機械は、立木のシステム販売のみ評価対象。
	新設・拡充・導入した機械に関する自治体の計画書又は補助金の請求書等の写し	取組評価点②	
	前年度の国有林の立木販売売買契約書の写し	取組評価点④	公売物件に限る。
	森林経営管理法に基づく民有林管理の再委託を証明する書類の写し	取組評価点⑤	
	申請者が策定した森林経営計画の写し	取組評価点⑤	
	森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託した場合における発注者が策定した森林経営計画の写し及び当該森林の森林施業を受託したことを証明できる書類の写し	取組評価点⑤	
	登録木材関連事業者の登録証の写し	取組評価点⑦	素材生産事業者が申請する場合は、協定取引者の登録証の写し。
	えるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業の認定証の写し	取組評価点⑧	
	くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしていることが分かる就業規則等の写し	取組評価点⑧	
	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続していることを証明できる書類の写し	取組評価点⑧	
	それぞれの項目毎に実績あるいは実施したことを証明できる書類の写し	取組評価点⑩	①分収造林契約書の写し ②林地残材を購入したことの証明ができる書類の写し(売買契約書等) ③研修での講師依頼の写し

※ 添付する書類欄に○を記入してください。

※ 添付書類は協定予定者を選定する際の審査に使用します。審査以外に使用することはありません。



( 別 紙 4 )

( 留 意 事 項 )

国有林材の安定供給システムに係る結果報告書

※結果報告書については、青色に色づけした箇所のみ入力してください。

令和 年 月 日

四国森林管理局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

注) 共同申請の場合は、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること。

国有林材の安定供給システム実施要領第12条第1項の規定により、別添のとおり協定に基づく企画提案内容についての取組状況を報告します。

本報告書の提出にあたっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあることについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

(作成担当者) 担当者部署・役職  
氏 名  
電 話 番 号



年度		
公告番号		
申請者		

年 月 日

## 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書

### 1 実施結果

#### 【留意事項】

- 企画提案書の内容を振り返り、得られた効果等について具体的に記入してください。
- 次回の申請で減点の有無を判断する「検証」は、1(1)②「短期的な効果」及び1(2)②「短期的な貢献等」で行います。

#### (1) 効果等

##### ① 中長期的な方針

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

##### ② 短期的な効果

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

(2) 需要創造への貢献等

① 中長期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

② 短期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

2 国有林のシステム販売に対する意見、要望等

--

### 3 具体的な販路（実施結果）

申請者A ※1	
企画提案	m3
実行結果	m3

【企画提案書】		【結果報告書】	
販売先名称		販売先名称	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
規格（径級/長級）		規格（径級/長級）	
数量（m3）（丸太）		数量（m3）（丸太）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2		加工品等の販売先※2	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
数量（m3）（製材品等）		数量（m3）（製材品等）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

申請者B ※1	
企画提案	m3
実行結果	m3

【企画提案書】		【結果報告書】	
販売先名称		販売先名称	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
規格（径級/長級）		規格（径級/長級）	
数量（m3）（丸太）		数量（m3）（丸太）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2		加工品等の販売先※2	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
数量（m3）（製材品等）		数量（m3）（製材品等）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2		加工品等の販売先※2	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
数量（m3）（製材品等）		数量（m3）（製材品等）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2		加工品等の販売先※2	
具体的用途		具体的用途	
使用樹種		使用樹種	
数量（m3）（製材品等）		数量（m3）（製材品等）	
非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別	

#### 【留意事項】

- ※1 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。
- ※2 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと（例：製材工場、ハウスメーカー等）にまとめて記載いただいても構いません。
- ※3 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合、丸太を供給する場合はチェックを入れてください。



## 四国森林管理局における国有林材の安定供給システムに係る変更事項

「国有林材の安定供給システム実施公告」（以下「実施公告」という。）12. に示す、四国森林管理局における国有林材の安定供給システムの変更事項は下記のとおりです。

申請を行う場合は、実施公告及び「国有林材の安定供給システム企画競争説明書」（以下「企画競争説明書」という。）のほか、本書の内容を併せて確認ください。

### 記

#### 1. 実施公告3.

システム販売予定物件の概要について、具体的に記載するとともに、システム販売予定物件における合法材等の概要について明示しました。

#### 2. 実施公告10. (3)

合法材、間伐材及び間伐材等由来の木質バイオマスの証明について、売買契約書への記載方法及び具体的な取扱いについて記載しました。

#### 2. 実施公告11.

審査及び協定締結に係る結果の公表にあたって、従前の書式から「国有林材の安定供給システム企画競争結果」へ変更し、本書式により公表を行うこととしました。

#### 3. 実施公告13. (企画競争説明書1. (4)ウ、エ及びオ)

国有林材の安定供給システム申請書の添付書類のうち、以下のとおり書式の新たな追加及び取扱いについて記載しました。

(1) 社会保険の加入を証する書類は、別紙「申請添付書類(3)【社会保険の加入を証する書類一覧】」により一覧を作成することとしました。

(各保険料納入通知書の証明書類の添付は不要とします。)

(2) 保有する資格を証する書類は、別紙「申請添付書類(4)【保有する資格を証する書類一覧】」により一覧を作成することとしました。

(保有する資格に係る証明書類の写しを添付してください。)

(3) 出荷先との取引協定書の写しは、別紙「申請添付書類(5)【出荷先との取引協定一覧】」により一覧を作成することとしました。

(該当する出荷先との取引協定書の写しを添付してください。)

#### 4. その他(申請様式等における留意事項の添付)

国有林材の安定供給システム申請書、国有林材の安定供給システム企画提案書及び国有林材の安定供給システムの結果報告書における作成要領・記入方法等について、留意事項を作成の上、実施公告一式に添付し、申請事務の簡素化を図ることとしました。